

II. 相談内容別サービス情報

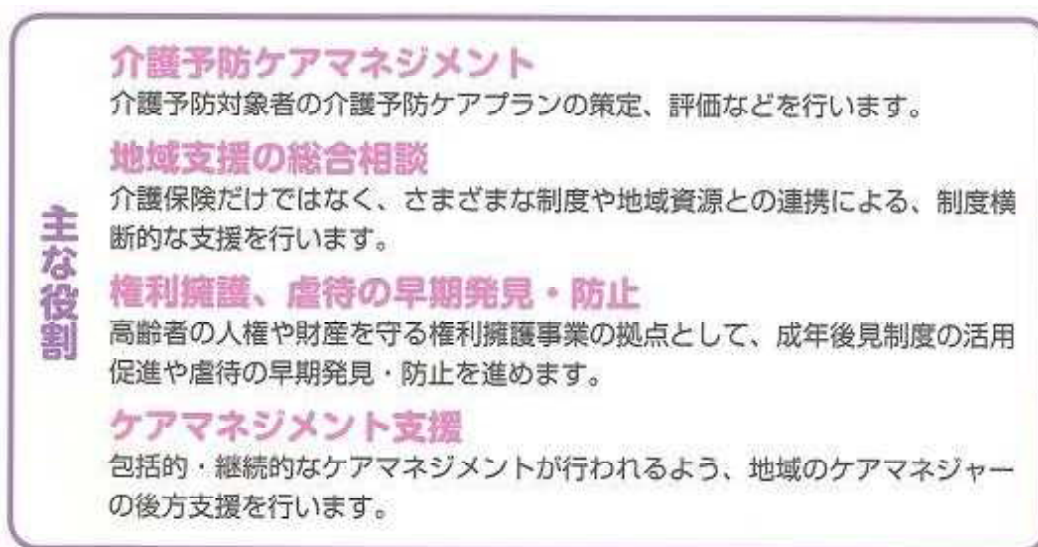
1. 高齢者のことについて相談したい

◆ 三戸町地域包括支援センター（問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班）

電話：20-1153

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るためには、介護保険、介護予防サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護など様々な支援が、包括的・継続的に提供される必要があります。

地域包括支援センターでは、高齢者の生活を支える総合機関として、また介護予防ケアマネジメントの拠点として、以下のような役割を担っています。



また、認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症高齢者を地域で支える体制の充実を図っています。

さらに、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備により、高齢者を継続的かつ包括的にケアする「地域包括ケアシステム」の実現にむけ、活動しています。



2. 気軽に楽しく健康づくりや生きがいを見つけたい

◆ さんのヘスポーツクラブEnjoyの各教室

(問い合わせ：さんのヘスポーツクラブEnjoy) 電話：22-2503

①かんたん筋トレ!

内 容

ストレッチ体操や簡単な筋肉トレーニングで有酸素運動を楽しみながら、仲間と共に健康づくりを目的としたシニア対象の健康教室です。

対 象 者

一般成人男女

日時・場所

日時：水・金曜日の中で週2回 10:00~11:30

場所：ジョイワーク三戸



②ラージボール卓球

内 容

初心者の方でも気軽に楽しみながらできる有酸素運動です。いつまでも健康づくりができるための教室です。

対 象 者

一般成人男女

日時・場所

日時：月曜日 14:00~15:30

場所：ジョイワーク三戸

①・②ともに参加料は、Enjoy会員：1回 550円、会員以外：1回 1,100円

◎「サークル」について

さんのヘスポーツクラブEnjoyの会員となることで、上記以外に無料で自由に参加することができます。会員となるには、諸費用（入会金、保険料、年会費）が必要です。見学・体験・ご相談など、お気軽にお問い合わせください。

◆ 三戸町老人クラブ連合会

(問い合わせ：三戸町社会福祉協議会)

電話：22-0262

内 容

高齢者の知識や経験を生かし、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、社会参加を目的に自主的な活動を行います。現在、町内17クラブが活動をしています。

対 象 者

概ね60歳以上

申 込 み

三戸町社会福祉協議会及び地域のクラブ会員



◆ 三戸町高齢者学級寿教室

(問い合わせ：三戸町中央公民館)

電話：22-2186

内 容

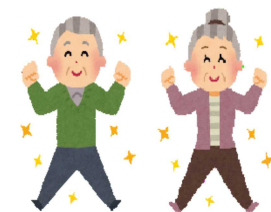
高齢者の仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、社会参加を目的に月1回程度の学習会(最終週の月曜日)や、月に数回のクラブ活動(書道・舞踊・グランドゴルフ)を行います。

対 象 者

60歳以上

申 込 み

三戸町中央公民館(三戸町高齢者学級寿教室事務局)



3. 地域サロン(地域の人と集まって話しがしたい)

◆ まちなかサロン

(問い合わせ：三戸町社会福祉協議会)

電話：22-0262

内 容

地域の高齢者が、おしゃべりや趣味を楽しんだり、バスの待ち時間等に利用できるよう、テーブルや椅子を用意し、気軽に集まれる場を提供しています。

水曜日・木曜日の午前中は、いきいき百歳体操を行う場としても提供しています。

日時・場所

月・火・金曜日：10時～15時

ふくじゅそう 地下1階多目的スペース

水曜日・木曜日：12時～15時

費 用

無料

◆ ふれあい交流サロン「あんべ」

(問い合わせ：三戸町社会福祉協議会)

電話：22-0262

内 容

地域の高齢者が、気軽に集まり、おしゃべりを楽しんだり、趣味活動ができるような場所を提供しています。

日時・場所

月～金曜日 10時～15時 三戸町勤労青少年ホーム

費 用

無料

◆ さんのへまちオレンジカフェ

(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班)

電話：20-1153

内 容

ゆるやかな雰囲気の中で、ゆるやかに認知症について学び、人と人、地域のつながりを大切にする場で、どなたでも気軽に参加できる場所です。申込は必要ありません。

カフェの名称（実施事業所名）	開催場所	開催日	参加費
オレンジカフェ SAN・SUNさんのへ (三戸町地域包括支援センター) ☎20-1153	三戸中央公民館 川守田字関根川原55	第3または第4 水曜日 10時～12時	無料
オレンジカフェ アップル (グループホームひまわり) ☎22-1119	元木平町内会館 川守田字元木平41-5	第4火曜日 14時～16時	100円
オレンジカフェ ふくじゅそう (三戸町社会福祉協議会) ☎22-0262	三戸町総合福祉センター ふくじゅそう 在府小路町17	第3火曜日 13時30分～ 15時30分	100円
オレンジカフェ 鶴亀 (特別養護老人ホーム鶴亀荘) ☎23-4111	○斗川支所(偶数月) 斗内字清水田14 ○特別養護老人ホーム鶴亀荘 (奇数月)斗内字和田60-1	第1月曜日 13時～15時	無料

※新型コロナウイルス感染症の影響により、オレンジカフェアップルとオレンジカフェ鶴亀は、開催を見合わせています(令和5年4月現在)。



4. 介護予防で楽しみを見つけ元気に暮らしたい

◆「いきいき百歳体操」をはじめよう！（問い合わせ：健康推進課 健康づくり班）

電話：20-1152

内 容

身近な地域で、週1回「いきいき百歳体操」を継続的に実施することで、地域の方との交流と絆を深め、町内で暮らす高齢者の方が生涯現役でいられることを目指しています。



町内で活動している「通いの場」

地 区 名	曜 日・時 間	会 場	地 区 名	曜 日・時 間	会 場
上同心町 同心町	火曜日 13:30~	三戸大神宮祖霊社	元木平	火曜日 13:30~	元木平町内会館
八日町	木曜日 10:00~	八日町町内会館	箸木山	水曜日 13:30~	箸木山集会所
城南	水曜日 9:00~	ふくじゅそう地下	沼尻	水曜日 13:30~	沼尻集会所
下在府小路町	水曜日 10:00~	下在府小路町町内会館	泉山	月曜日 20:00~	泉山あすなろ会館
上・下二日町	木曜日 9:30~	ふくじゅそう地下	梅内	火曜日 13:00~	梅内ふれあい会館
六日町	木曜日 13:30~	六日町町内会館	斗内	月曜日 13:30~	斗川支所
松原	水曜日 13:30~	松原集会所	豊川	月曜日 13:30~	豊川ほうえい会館
久川	木曜日 13:30~	久川町内会館	貝守	金曜日 13:00~	ウッド・ロフト かいもり
上目時	火曜日 13:30~	上目時集会所	大舌	木曜日 13:30~	大舌交流センター
下目時	火曜日 19:00~ (5月~12月) 火曜日 13:30~ (1月~4月)	目時さわやか会館	袴田	日曜日 19:00~ (4月~10月) 日曜日 18:00~ (11月~3月)	袴田改善センター

費 用

無料

◆ **生き生き教室**

(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班)

電話：20-1153

内 容

介護予防を目的に趣味活動や創作活動、レクリエーションなどを通じて、より元気であるための場を提供します。自宅近くの主要道路から活動場所（ふくじゅそう）までは、送り迎えがあります。

利用対象者

65歳以上の高齢者で生活機能の低下（運動器、物忘れ、閉じこもり）が認められる方。基本チェックリスト（問診）で、必要な介護予防の種類を確認します。

費 用

食事代400円（参加当日に徴収）
材料代は、実費分
傷害保険加入料1, 200円/年



◆ **八戸市介護予防センター（八戸圏域連携中枢都市圏事業）**

(問い合わせ：八戸市介護予防センター 0178-38-0726)

健康推進課 高齢者支援班 電話：20-1153)

内 容

八戸圏域の市町村に住んでいる高齢者自らが、健康なうちから介護予防及び認知症予防に取り組むことができるよう、介護予防に取り組むきっかけづくり、介護予防に取り組める環境づくり、介護予防を支援する人材育成をめざしています。

利用対象者

八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）に住む、

- ①おおむね65歳以上の介護予防に関心のある方（要介護・要支援の認定を受けていない方、または総合事業を利用していない方
- ②介護や認知症に興味のある方
- ③介護をしている家族の方

実施事業

- ①介護予防に関する相談・教室・イベントなど
- ②認知症に関する各種講座・イベントなど
- ③介護家族のための講座
- ④その他イベントなど

費 用

無料

5. 病気を予防して元気に過ごしたい

◆ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種（問い合わせ：健康推進課 健康づくり班）

電話：20-1152

内 容

肺炎球菌による肺炎の重症化を防ぐ効果があります。

※すべての肺炎に対し、効果があるものではありません。

助成対象者

- ① 町内に住所があり、令和5年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方で、過去に一度も予防接種を受けていない方
- ② 満60歳から65歳未満までで、心臓、腎臓、呼吸器の機能に、日常生活活動が極度に制限される程度の障害がある方、又はヒト免疫不全ウイルスにより、免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方で過去に一度も予防接種を受けていない方

予防接種期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



費 用

契約医療機関で接種：自己負担 半額（生活保護世帯の方は無料）

契約医療機関以外で接種：医療機関窓口で一旦全額支払った後、健康推進課で助成金申請の手続きをしてください。

申請期限：令和6年4月30日まで。

◆ 高齢者インフルエンザ予防接種（問い合わせ：健康推進課 健康づくり班）

電話：20-1152

内 容

流行前に予防接種を受けることで、発症予防や重症化防止に効果があります。

助成対象者

- ① 町内に住所がある65歳以上の方
- ② 60歳以上65歳未満の方（但し、以下の要件に該当する方）
心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障害がある方、又はヒト免疫不全ウイルスにより、免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方



助成期間

令和5年10月1日から令和6年1月31日まで（予定）

費 用

契約医療機関で接種：自己負担1,000円（生活保護世帯の方は無料）

契約医療機関以外で接種：医療機関窓口で一旦全額支払った後、健康推進課で助成金申請の手続きをしてください。

申請期限：令和6年2月29日まで（予定）。

6. 冬の雪かきが心配

◆ 除雪支援サービス事業

(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班)

電話：20-1153

内 容

概ね15cm以上の降雪があった場合、玄関前から公道までの通行部分について、概ね60cmの幅で、歩行に支障がない程度の除雪を行います。

利用対象者

65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯

費 用

無料



7. 食事の支度・栄養バランスが心配、買い物が大変

◆ みまもり配食サービス事業

(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班)

電話：20-1153

内 容

昼食のお弁当を自宅に配達します。その際、利用者の安否確認を行います。普通食からお粥やきざみ食等の特別食まで対応可能です。

利用対象者

65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、心身の障がい及び傷病等の理由により食事の準備が困難な方。

利用可能日

月曜日から金曜日まで（祝日を含む。ただし、12月31日から1月3日までは除く。）

費 用

お弁当 1食 400円

おかず 1食 300円

※支払いは、1か月分をまとめて翌月に支払い(原則)



◆ 民間業者による弁当の配達サービス

(問い合わせ：各店)

田 岩 本 店 電話：23-3231	1食：540円 おかずのみ 1食：320円 9時～18時30分の間に電話をもらえれば、19時ごろまで配達可能。 配達：月曜日～金曜日（猿辺地区は不可）
キ ヨ タ ケ 電話：22-3138	1食：400円 昼のみ対応 配達：月曜日～金曜日（猿辺地区は不可）
割 烹 白 山 電話：22-2177	弁当：500円（ごはんの上におかずがのったもの） 540円～予算に応じて（ごはんとおかず別々） 昼のみ対応 注文は当日9時までの受付（平日のみ） 配達：月曜日～金曜日（猿辺地区は不可）
ま ち の 楽 校 電話：23-5415 FAX：23-0118	1食：550円 昼のみ対応 注文は当日9時30分までに電話又はFAX 配達：月曜日～金曜日（猿辺地区は不可、斗内地区は一部のみ）
コープあおもり配食 サービスセンター 電話：0120-102-705	1食：500円～600円程度 夕のみ対応、月曜日～金曜日まで週3日以上からの利用。 配達：12～18時の間（※時間指定は不可） 弁当の内容により料金が異なります。 そふと食・やわらか食も対応。
食 宅 便 電話：0120-8149-39	栄養バランスが考えられており、普通食からケア食まで、冷凍で届きます。詳細については、食宅便のホームページ等をご確認ください。

※詳細は、各店へお問い合わせください。

◆ 商品宅配サービス

(問い合わせ：三戸町社会福祉協議会)

電話：22-0262

内 容

事前に登録して頂き、火曜日に御用聞きに伺い、注文を受けます。商品は、木曜日に配達いたします。

利用対象者

町内在住のご高齢などの理由で買い物が困難な方。

料 金

1回100円 商品代金と一緒に支払ってください。

◆ 豊川酒店

(問い合わせ：豊川酒店)

電話：22-2076

内 容

御依頼があったお宅に、日用品や食料品などの配達を行っています。最低1,100円以上での注文から配達が可能です。商店に置いていない物も、対応できる場合がありますので、ご相談ください。

配達エリア

町内（貝守・杉沢・猿辺地区は要相談）

配 達 日

注文に応じての対応となります。急な対応は出来かねる場合があります。
※詳細は、豊川酒店へ問い合わせしてください。

◆ フレッシュマート寺沢

(問い合わせ：寺沢商店)

電話：22-2879 FAX：22-2897

メールアドレス：q-mail-1@san-apple-jp

内 容

御依頼があったお宅に、日用品やお惣菜などの配達を行っています。商店に置いていない物も、対応できる場合がありますので、ご相談ください。

配達エリア

町内（貝守・杉沢・猿辺地区・大舌地区以外）

配 達 日

月曜日から金曜日までの午後の時間帯

※詳細は、フレッシュマート寺沢へお問い合わせください。



◆ 生活協同組合コープあおもり個人宅配

(問い合わせ：コープあおもり 八戸センター)

電話：0120-286-003

内 容

加入手続きが済みますと、商品カタログと注文用紙を、毎週1回自宅に届けます。
好きな商品を注文用紙に、鉛筆で購入数を記入します。
食品から雑貨・衣類まで、カタログを見ながら、手軽にお買い物が楽しめます。

申込み・問い合わせ

八戸センターへご連絡いただければ、詳しいご説明と加入の手続きに担当が伺います。
ご加入の際は、出資金1口1,000円を添えていただきますが、生協をおやめになる時は全額お返しいたします。

注文・配達

毎週お伺いする担当者に注文用紙を渡すと、次週のお届けとなります。
お留守の場合でも前もって置き場所を指定していただければ、そこから回収します。
配達時、お留守の場合には、ドライアイスや保冷剤で、商品の管理をしています。

手数料

個配手数料200円（税込み220円）／回

※くらし応援制度に該当する方は、100円（税込み110円）／回に減額されます。

詳細は、八戸センターにお問い合わせください。

※商品のお届けがない場合でも、手数料がかかります。

※目が不自由な方、小さな字が見えにくくなってきたという方へ、商品カタログ「ウィーク」を読み上げ、カセットテープに録音してお届けするリーディングサービスもあります。

支払い

口座登録し、口座からの引落としとなります。



◆ JAふれあい食材宅配

（問い合わせ：八戸農業協同組合 経済部 ふれあい食材センター）

電話：0178-61-6322（倉石）

内容

安心・安全を追求し、栄養バランスを考えたヘルシーな食材を、ご家族からひとり暮らしのお年寄りまで、家族人数にあわせて配達します。

基本コース（1か月10～12回のお届け）、選べるコース（1か月5～6回のお届け）から選べます。コースは1か月単位で自由に変更できます。

1か月の料金は、コースによって異なります（約1万円から3万5千円（税抜））。

配達

商品代金以外に配送料は、一切かかりません。

留守の場合は蓄冷材と一緒に保冷箱に入れておくので「鮮度そのまま」安心です。

毎月、メニューブック「クッキングアドバイス表」をお届けします。

申込み

電話で申し込みをします。

利用料金は、八戸農業協同組合に口座をつくり、その口座からの引落としとなります。

8. ちょっとしたお手伝いをして欲しい

◆ シルバー人材センター

(問い合わせ：三戸町社会福祉協議会)

電話：22-0262

内 容

シルバー人材センターの会員となった高齢者が、一般家庭や企業から依頼された、さまざまな仕事を臨時的・短期的に行います。

＜仕事の一例＞

草刈り、雪かき、植木の手入れ、農作業、軽微な修繕、塗装、障子張り、清掃、家事手伝い、窓ふき、通院介助、子守り等。



費 用

1時間825円程度。

仕事の内容・費用等詳細については、サービス内容により異なりますので、三戸町社会福祉協議会へご相談ください。

また、会員として働くこともできます(三戸町に住む60歳以上の働く意欲のある方)。

◆ さんのへ便利サービス

(問い合わせ：さんのへ便利サービス)

電話：23-4277

内 容

民間事業者のサービスです。

詳しくは、さんのへ便利サービスへお問い合わせください。

◆ 便利屋 八幡

(問い合わせ：三老八幡のゆ)

電話：23-3680

内 容

介護保険外の家事代行サービスです(例：草とり・除雪、不要品かたづけ、買い物代行、電気・大工・土木など)。30分ごと500円～です。

詳しくは、便利屋 八幡へお問い合わせください。

◆ 生活支援ほっとサービス

(問い合わせ：NPO法人なんぶねっと)

電話：0178-76-3585

内 容

生活や暮らしの中で困ったことに、ちょっとした生活支援を行います。サービスを利用したい方は、依頼会員として会員登録をします。草取り・雪かき・掃除・病院への付添など、提供会員ができる範囲であれば、なんでもサービス提供となります。

サービス内容や詳細は、NPO法人なんぶねっとへご相談ください。

利用対象者

高齢者世帯や身体の不自由な方など。



費用

ポイントカードが配布されます。1時間1ポイント700円で、交通費とその他経費が実費でかかります。また、依頼をしてサービス提供されると、依頼会員のポイントが提供会員に移り、提供会員は、そのポイントを利用したり、換金することもできます。

◆ 遺品整理・特殊清掃サービス (問い合わせ：トータルプロデュースモコ)

電話：0120-978-491

内容

「困った」を解決する16の仕事

- ①遺品整理 ②特殊清掃 ③生前整理 ④家財整理 ⑤介助整理 ⑥除菌・消臭
- ⑦供養、お焚上 ⑧空き家管理サービス ⑨ゴミ屋敷清掃 ⑩ドムスシューカット
- ⑪軽貨物配送 ⑫自然葬 ⑬中古食品買取り ⑭死後事務委任契約 ⑮家財保険
- ⑯身上監護

利用の流れ

- ① 電話 フリーダイヤルへ電話
- ② ご訪問 専門スタッフが自宅訪問
- ③ 見積り 作業内容に応じた見積書を作成（見積りは無料）
- ④ 整理 ご要望などを元に仕分け・整理作業
- ⑤ 精算 現場で確認後、精算



料金目安

遺品整理の利用料金目安 1ルーム・作業人数2名 40,000円～＋税

◆ かんぶん 便利くん (問い合わせ：ホームセンターかんぶん)

電話：0120-054-999 (三戸店)

内容

水まわり・台所・ストーブ修理・除草など、住まいのトラブルや困ったを解決します。詳しくは、かんぶん便利くんへご確認ください。

◆ SUN急便 (問い合わせ：SUNDAY)

電話：22-2600 (三戸店)

内容

商品の配達・住まいのお悩み・小さな作業から修繕までご相談ください。詳しくは、サンデー三戸店へご相談ください。

◆ お買い物便 とどけ～る (問い合わせ：ツルハドラッグ)

電話：20-1230 (三戸店)

内容

重たいものや大きいものも手軽に配達します。持ち込みが可能な場合もあります。詳しくは、ツルハドラッグ三戸店へご相談ください。

◆ 住急番

(問い合わせ：KOMERI)

電話：0120-185-444

内 容

住まいでの“お困り”お任せください。庭木のお手入れ、ハウスクリーニング、内装張り替え等などがあります。詳しくは、コメリへご相談ください。

◆ 紙製品宅配サービス

(問い合わせ：デーリー東北三戸専売所)

電話：22-2032 FAX：22-2802

内 容

トイレットペーパーやティッシュペーパー、紙オムツなどの配達を行います。注文は、電話かFAXとなり、注文から1週間程度でお届けとなります。商品価格は、消費税込みで代金引き換えとなります。対象商品等は、直接お問い合わせください。

◆ まごころ定期サポート

(問い合わせ：デーリー東北まごころサポート)

電話：0120-849-069 (受付時間：8時～18時)

内 容

買い物代行、掃除、家事代行、片付けサポート、家具の組み立て、重たい物の移動、ちょっとした修理、家電の配線、スマホサポート、パソコン関連、話し相手、ペット世話など、要望に応じて何でも対応します。

60分1,500円、月1回以上の利用が条件です。1回の訪問につき、交通費500円がかかります。

詳しくは、デーリー東北まごころサポートへご相談ください。

9. 安心して暮らしたい

◆ 福祉安心電話サービス事業 (緊急通報装置)

(問い合わせ：三戸町社会福祉協議会)

電話：22-0262

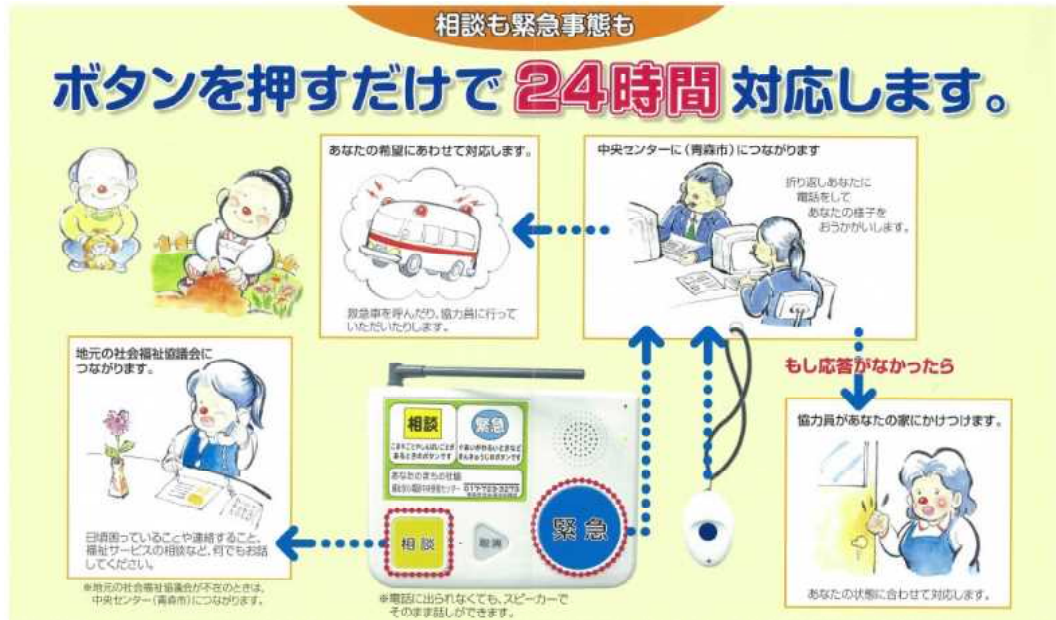
内 容

病気等緊急事態の際の通報連絡に対応するシステムと、日常生活上の悩みごとや心配ごとなどの相談に対応するシステムをセットにした制度です。加入する場合、既存の電話に緊急通報装置を接続して設置するもので、緊急通報はすべて県社会福祉協議会の中央センターへ、相談連絡は三戸町社会福祉協議会につながります。

対 象 者

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、緊急時の対応に不安のある方

利 用 料
無料



◆ ほのぼの見守りネットワーク事業 (三戸町委託事業)

(問い合わせ：三戸町社会福祉協議会) 電話：22-0262

内 容

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ほのぼの交流協力員が高齢者のお宅に訪問等をして、安否の確認します。

対 象 者

65歳以上で、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等で、近所の見守りが必要な世帯。または、寝たきりの高齢者や障害者を抱えている家庭など。

◆ 声かけ(安否確認)サービス

(問い合わせ：八戸水道企業団)

電話：0178-70-7010

内 容

一人暮らしの高齢者などを対象に、2か月ごとの検針時に安否確認のため声かけするサービスです。詳細については、料金課までお問い合わせください。

◆ お元気確認サービス

(問い合わせ：南山デイリーサービス)

電話：0120-082-531

内 容

森永牛乳宅配スタッフが、配達日にお声かけします。ご本人と連絡が取れないときやいつもと様子が違う時などには、必要な連携を行います。

詳細については、南山デイリーサービスへお問い合わせください。

◆ クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン

(問い合わせ：ヤマト運輸(株)ネコサポサービスセンター)

電話：0120-54-5425

内 容

ご自宅の電球を「ハローライト電球」に交換するだけで、電球に点灯／消灯の動きがない場合、事前に設定した通知先へメールでお知らせします。異常時にも通知先のご依頼に応じてスタッフが設置先を訪問し、必要に応じて地域包括支援センター等と連携し対応します。

詳細については、ヤマト運輸(株)ネコサポサービスセンターへお問い合わせください。

◆ 郵便局のみまもりサービス

(問い合わせ：お客様サービスセンター)

電話：0120-23-28-26

携帯電話からは：0570-046-666 (通話料有料)

内 容

「みまもり訪問サービス」、「みまもり電話サービス」、「駆けつけサービス」の3サービスを提供しています。

基本サービスとして、「みまもり訪問サービス」、「みまもり電話サービス」があり、この両者にもしもの時の「駆けつけサービス」をオプションサービスとして提供することで、郵便局が、ご家族等による「みまもり」をサポートするものです。

詳細については、お客様サービスセンターへお問い合わせください。

◆ ヤクルト「愛の訪問活動」

(問い合わせ：ヤクルト 三戸センター)

電話：23-4600

内 容

ヤクルトレディが商品をお届けしながら、一人暮らしの高齢者の安否を確認したり、話し相手になります。

◆ 消費生活センター

(問い合わせ：八戸市消費生活センター 電話：0178-43-9216)

(まちづくり推進課 電話：20-1117)

内 容

商品の購入やサービス利用によるトラブル、郵便、電子メール、携帯電話による身に覚えのない請求、悪質商法、多重債務などの相談受け付けています。



10. 福祉電話の貸与

◆ 福祉電話の貸与

(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班)

電話：20-1153

内 容

電話が必要な方に、電話の加入権利を無料でお貸しします。
※貸出数に限りがあります。



費 用

電話の月々の基本料金及び通話料並びに電話取付工事費などは、自己負担となります。

対 象 者

一人暮らし高齢者等で低所得者の方

11. 道に迷うようになったとき

◆ 三戸町あんしんカード事業（八戸圏域連携中枢都市圏事業）

(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班)

電話：20-1153

内 容

道に迷うようになったり、家に帰れなくなる恐れのある方の情報を市町村および警察署に登録しておくことで、徘徊して保護されたときに、登録情報から個人を特定し、すみやかに対応ができる仕組みで、三八地域での広域的な取り組みです。



申 込 方 法

対象者の方がお住まいの市町村窓口（地域包括支援センター）へご相談ください。

必要なもの

申請する方の印鑑、本人の写真（なくても申し込みできます）をお持ちください。

12. 寝たきりの方等の移送サービス

◆ 外出支援サービス事業（三戸町委託事業）

(申請・予約・相談等：三戸町社会福祉協議会 電話：22-0262)

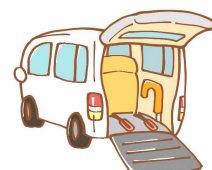
(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班 電話：20-1153)

内 容

一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等を対象に、車椅子及びストレッチャー対応車両を使用して、医療機関等への移送を行います。発着のどちらかが三戸町であることが原則です。平日の稼働です。土曜日は透析など特定の方のみの利用となります。

利用対象者

寝たきりなどで一般の交通機関を利用できない方など



費 用

1回（5kmまで）300円、1km増す毎に50円の追加料金となります。

◆ 三老ケアタクシー

(問い合わせ：三老ケアタクシー)

電話：23-0063

内 容

車いすのまま乗降できるリフト車などの福祉車両を利用して移動のサポートを行います。買物など、さまざまな外出に利用できます。

利用対象者

要支援・要介護認定を受けている方、障害者手帳をお持ちの方とその付き添いの方

利用料金

軽車両（車いす対応） 930円（10分あたり）

キャラバン（車いす・リクライニング対応） 1,320円（10分あたり）

◆ 介護タクシー・福祉タクシー

(問い合わせ：各タクシー会社)

介護タクシーとは

介護保険で通院等の乗降介助及び身体介護として利用できます。（入退院は対象外。）自宅のベッドや車椅子からの乗降など様々な介助をするタクシーです。ドライバーが2種免許と介護の資格があります。

福祉タクシーとは

介護保険対象外の入院・退院時、その他の外出等に利用できます。ヘルパー資格を持つ乗務員が、家族とともに移乗・移動のお手伝いをします。

料金は、通常タクシー料金です。

利用できる方

介護や補助が必要な高齢者、身体障がい者等



<タクシー会社の紹介>

(市外局番0178)

○三八五観光ハイヤー(株) 五戸町字新町32

電話 62-3141

- ・福祉タクシー ・車イス・ストレッチャー対応
- 目的地による定額制、五戸町からの料金体系

○令和フクシタクシー 南部町苫米地字殿村15

電話 090-9742-4639、FAX 84-3414

- ・福祉タクシー ・車椅子対応

○ポストタクシー(株) 八戸市城下1丁目28-1 配車センター

電話 22-4156

ケアサービス事業部 電話 41-1230

- ・介護タクシー ・車椅子・ストレッチャー対応
- ・福祉タクシー ・車椅子・ストレッチャー対応

○介護福祉タクシーはっぴーらんど 八戸市大字櫛引字烏沢30

電話 79-3360

・福祉タクシー ・車椅子・ストレッチャー対応

○青い森の福祉タクシー 八戸市大字市川町字桔梗野15-4

電話 20-8581

・福祉タクシー ・車椅子・ストレッチャー対応

※ご利用の場合は予約が必要です。

※タクシー会社により対応は異なりますので、詳細は直接確認してください。

※介護タクシーは介護保険対象のタクシーとなりますので、利用を希望される方は事前に担当のケアマネジャーへご相談ください。

13. 運転免許を返納した後に

◆ 運転免許自主返納事業

(問い合わせ：三戸警察署交通課)

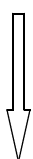
電話：22-1135

内 容

高齢等の理由により運転が困難になった方や運転に不安がある方が、無理に運転を継続しなくてもよい環境づくりを推進するため、趣旨に賛同していただいた民間企業を通じて、自主的に運転免許を返納された方の生活を支援する様々なサービスを提供しています。

利用方法

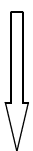
- ① 運転免許を自主返納する（有効期間内に）



【運転免許自主返納受付場所】

- 青森県運転免許センター ○八戸運転免許試験場（八戸警察署内）
- 弘前運転免許試験場 ○むつ運転免許試験場（むつ警察署内）
- 各警察署（青森警察署、弘前警察署を除く。）

- ② 運転経歴証明書の申請・交付を受ける



申請期間：運転免許を自主返納してから5年以内です。

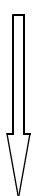
申請場所：運転免許自主返納の受付場所と同じです。

有効期限：無期限です。更新する必要はありません。

身分証明：顔写真入りの身分証明書として使用できます。

交付手数料：1,100円

- ③ 支援協賛店に運転経歴証明書を提示



※右のステッカーが、支援協賛店の目印です。



- ④ 支援協賛店から支援を受けることができます。

～三戸町や近隣町で受けられる支援～

支援協賛店名	所在地	連絡先	支援内容
サンデー三戸店	三戸町	22-2600	購入商品の配達無料券（10枚綴り）を進呈
三戸スタンプ会	三戸町	20-1388	商店街でサンカードポイント5倍
三八五オートスクール	三戸町	23-3361	普通車の教習料金から5,000円割引 【本人の子又は孫が対象】
三戸タクシー	三戸町	22-2241	タクシー料金10%割引
田中タクシー	三戸町	23-3211	タクシー料金10%割引
稲垣タクシー	田子町	32-2072	タクシー料金10%割引
名川タクシー	南部町	0178-76-3838	タクシー料金10%割引
なんぶ中央タクシー	南部町	0178-84-4544	タクシー料金10%割引

※支援を受ける際には、条件等がある場合がありますので、支援内容の詳細は、青森県警のホームページから支援協賛店一覧を確認してください。

◆ 三戸町運転免許証自主返納者支援事業（問い合わせ：総務課 防災危機管理班）

電話：20-1111

内 容

自らの所有するすべての運転免許証を自主的に返納した方に対して、町内のタクシー事業者のタクシーを利用した際に、乗車料金から、500円を割引する助成券を交付します。

助成方法

三戸町運転免許証自主返納者支援タクシー料金助成券500円券×24枚

この事業による支援は、対象者1名につき1回限りとなり、有効期限は、発行された年度の末日となります。また、6月30日までに申請された方は、24枚発行します。7月1日以降に申請された方は、申請日の属する日から翌年3月までの月数に応じ助成券を交付（1か月2枚）します。残りの月数分は、翌年度に交付いたします。

使用方法

- ・対象者本人のみの利用で、タクシー乗車時1回につき、乗車料金を超えない範囲で、何枚でも使用できます。
- ・助成券を使用する時は、運転経歴証明書または取消通知書を運転手に提示してください。また、運転手から提示を求められた時は、ご協力ください。

申請に必要な書類等

- ①タクシー料金助成券交付申請書
- ②運転経歴証明書または運転免許の取消通知書

<代理人が代行申請する場合>

上記の書類に加えて

- ①委任状
- ②代理人となる方の本人確認書類

申請場所

総務課 防災危機管理班

14. デマンドタクシーの利用

◆ デマンドタクシーの利用

(問い合わせ：総務課 管財班)

電話：20-1111

内 容

新しい移動サービスとして、令和3年4月1日より運行を開始しました。
デマンドタクシーとは、小型タクシーを複数の方と乗合で利用するサービスです。

利用できる方

蛇沼、杉沢、斗川、大舌、目時、遠藤・小中島地区にお住まいの方。
※住んでいる地域が対象地域かなどを確認したい場合は、三戸町役場総務課へお問い合わせください。

運 行 日 (令和3年11月1日から変更)

毎日(行き：8・9・10時台、帰り：12・14時台 2.5往復/日)
1時間前までに予約(※行きの8時台を利用したい方は、前日17時までに予約が必要)

料 金

1乗車500円

利用方法

利用には、役場総務課での事前登録が必要。身分証明書(保険証、マイナンバーカード、免許証など)を持参してください。

15. 介護用品の貸し出し

◆ 介護用品の貸し出し

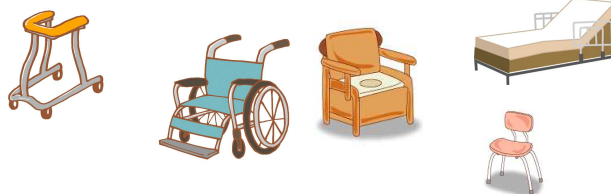
(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班 20-1153)

三戸町社会福祉協議会 22-0262

ほほえみ三戸居宅介護支援センター 20-0606)

内 容

必要な方に介護用品を貸し出します。



介 護 用 品

- ・特殊寝台(手動)、痰吸引器、シャワーチェア→申込先：健康推進課 高齢者支援班
- ・手すり、車いす、歩行器、松葉杖、4点杖、ポータブルトイレ、痰吸引器、シルバーカー、リヒカ、子ども用車イス→申込先：三戸町社協
- ・車いす、歩行器、松葉杖→申込先：ほほえみ三戸居宅介護支援センター

費 用 等

無料。また、貸し出し可能な介護用品、借用期間、その他の返却時の注意点等については、各担当窓口を確認・相談ください。

16. 家族介護支援

◆ 三戸町ひまわりの会

(問い合わせ：三戸町社会福祉協議会)

電話：22-0262

内 容

寝たきり高齢者や認知症高齢者等を介護している家族の親睦を図ることにより、要介護高齢者、介護者の福祉の向上を図ることを目的に心身のリフレッシュや情報交換等を行っています。

活 動

- ・ 家族交流会
- ・ 悩みや心配なことを相談したり、知識を深めるための研修会の参加
- ・ 日帰りレクリエーション

◆ 家族介護支援金支給事業

(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班)

電話：20-1153

内 容

介護者の労をねぎらうとともに、家族介護を支援・奨励し、在宅介護を普及させ、要介護高齢者等が、引き続き、「住み慣れた家で、より長く、安心して暮らすことができるよう」在宅介護基盤の整備を図るものです。

受給対象者

要介護3以上に該当する要介護高齢者等を現に申請日時点において、在宅で1年以上継続して介護している介護者で、次の①から⑤までに該当する方。ただし、特別障害者手当及び福祉手当を受給している要介護高齢者等の介護者を除きます。

- ① 町の住民基本台帳に記録され、1年以上要介護高齢者と同居している方
- ② 介護者及び要介護高齢者の属する世帯が、町に納付すべき債務を滞納していない方
- ③ 要介護高齢者が過去1年間において、介護保険サービスを利用していない方
- ④ 要介護高齢者が過去1年間に90日以上入院をしていない方
- ⑤ 介護者及び要介護高齢者の属する世帯が、町民税非課税世帯である方

支援金の額

月額5,000円

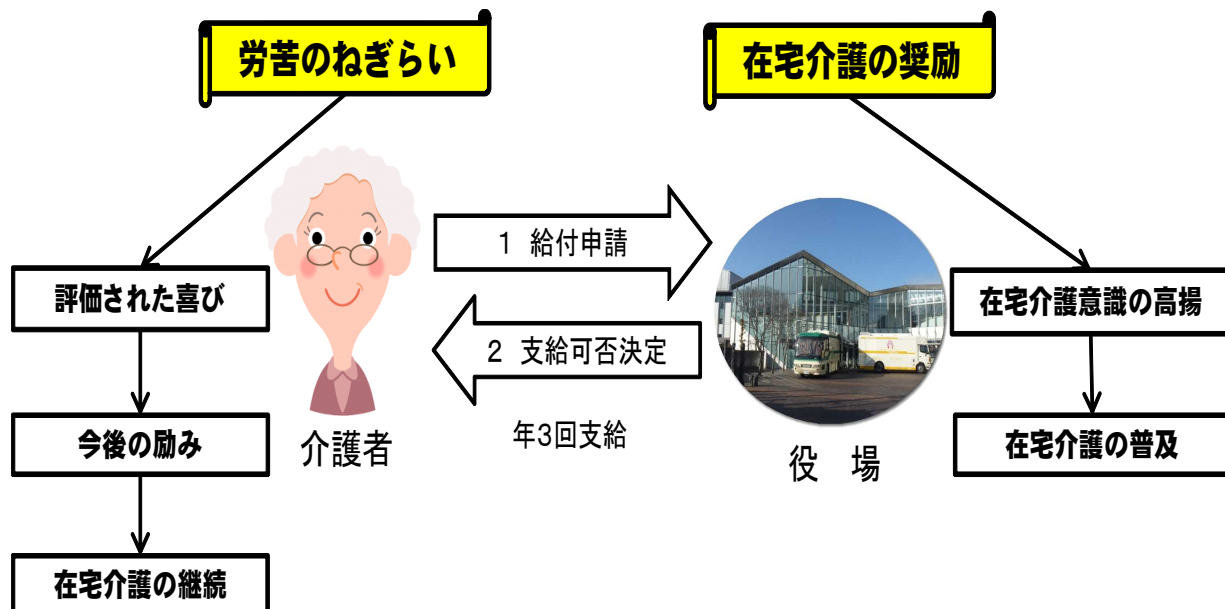
支給方法

年3回(8月、12月、4月)の支給月に、要件を満たした月数分を支給します。

在宅要件

1ヶ月の在宅要件は、次のとおりです。

- 31日の月 → 21日
- 30日の月 → 20日
- 28日の月 → 19日



※令和2年度以前に家族介護支援金受給資格認定通知を受け、受給資格を喪失していない方は、改正前と同じ扱いとします。

◆ 家族介護用品給付事業

(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班)

電話：20-1153

内 容

在宅で介護を要する高齢者等（以下「要介護高齢者等」といいます。）を常時介護している介護者に対し、介護用品を支給することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、家族介護を支援・奨励し、在宅介護を普及させ、要介護高齢者等が、引き続き、「住み慣れた家で、より長く、安心して暮らすことができるよう」在宅介護基盤の整備を図るものです。

受給対象者

要介護4・5に該当又は3に該当する要介護高齢者等のうち、主治医意見書の尿失禁欄に該当がある、又はそれに相当する記載がある方等を現に申請日時点において、3ヶ月以上継続して在宅で介護している介護者で、次の①から③までに該当する方

- ①町の住民基本台帳に記録され、3ヶ月以上居住している方
- ②介護者及び要介護高齢者の属する世帯が、町に納付すべき債務を滞納していない方
- ③本人が住民税課税以外の方

給付の額

月額5,000円相当分の家族介護用品給付券

給付方法

給付要件を満たした月の翌月分から、家族介護用品給付券を送付します。町内の指定事業所で、給付券と引き換えに、ご希望の介護用品を給付いたします。

在宅要件 1ヶ月の在宅要件は、次のとおりです。

31日の月 → 16日

30日の月 → 15日

28日の月 → 14日

給付品目

紙おむつ、尿取りパッド、リハビリパンツ、お尻拭き、使い捨て手袋、清拭剤、
使い捨て吸水シート

受給資格の廃止

①介護者でなくなったとき

②要介護者又は介護者が死亡したとき

③受給対象者の要件に該当しなくなったとき

④要介護高齢者等が在宅における介護を要しなくなったとき

⑤要介護高齢者等の入院又は入所の日数が90日を超えたとき

※同一施設でなくても継続して入院・入所の日数が90日を超えた場合も含む

⑥家族介護用品の給付を辞退したとき

指定事業所 (令和5年4月末現在)

奥円商店 22-2517

澤口商店 22-2833

三戸薬局 20-1616

ツルハドラッグ 20-1230

みちしり調剤薬局 23-5018

フロンティア薬局三戸店 20-1661

ハッピードラッグ青森三戸店 23-0131

薬王堂青森三戸店 22-1422 (令和3年12月新規登録)

薬王堂三戸川守田店 23-0181 (令和3年12月新規登録)



17. 介護サービス費が高額になったとき

◆ 高額介護サービス費支給

(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班)

電話：20-1153

内 容

月々の介護サービス費の自己負担分が高額になったとき、所得に応じて利用者負担上限額が設けられます。この上限額を超えた場合に、申請によってその超えた額が「高額介護サービス費」として、後から支給されます。同じ世帯に複数の利用者がある場合は、世帯全体の利用者負担額を合算することができます。

※利用者負担の上限額は、世帯の課税状況等により異なります。

手 続 方 法

下記のものを持参し、窓口で申請して下さい。

①本人名義の通帳 ②マイナンバーがわかるもの ③本人または代理人の身元が確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）

◆ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について

(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班)

電話：20-1153

内 容

低所得者で生計が困難な方について、対象となる介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的役割の一環として、利用者負担を軽減する制度です。

※この制度は、社会福祉法人等の負担を求めているものであるため、この軽減制度を行っていない社会福祉法人等もあります。

対象者の要件

町民税非課税世帯の一員であって、次の全ての要件を満たす方

- ①年間収入が単身世帯で150万円（世帯員1人増えるごとに50万円加算）以下
- ②預貯金等が単身世帯で350万円（世帯員1人増えるごとに100万円加算）以下
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

対象となる介護保険サービス

※サービスによって利用者負担の軽減内容が異なります。

- ①第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業
(訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)
- ②第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(介護予防含む))
- ③短期入所生活介護(介護予防含む)、小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス

手続方法

対象者の要件に該当する場合は、下記のものを持参し、窓口で申請して下さい。

- ①世帯全員の収入が分かる書類
- ②世帯全員の通帳の写し
- ③資産状況が分かる書類
- ④扶養状況が分かる書類
- ⑤マイナンバーが分かるもの
- ⑥代理人の身元が分かる書類

◆ 施設利用時の居住費・食費の負担限度額認定証について

(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班)

電話：20-1153

内 容

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費については、負担の上限額（負担限度額）が設けられます。負担限度額を超えた分は介護保険から給付されます。

※負担限度額は、世帯の所得状況等により異なります。

※以下のいずれかの要件にあてはまる場合は、対象外となります。

- ①同一世帯に、町民税が課税されている方がいる場合
- ②世帯分離している配偶者が、町民税を課税されている場合
- ③預貯金等が、単身・夫婦ともに下記の金額を超える場合

年金収入等80万円以下（第2段階）	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①）	単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等120万円超（第3段階②）	単身500万円、夫婦1,500万円

手続方法

施設サービスの利用が決まり、対象要件に該当する場合は、下記のものを持参し、窓口で申請してください。※グループホーム、有料老人ホームは、対象外となります。

- ①本人の通帳（直近3ヶ月の金額が分かるもの）
- ②マイナンバーが分かるもの
- ③配偶者（内縁関係も含む）がいる場合は、配偶者の通帳
- ④代理人の身元が確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）

18. 医療費の自己負担額が高額になったとき

◆ 高額療養費支給（国民健康保険・後期高齢者医療保険）

（問い合わせ：国民健康保険・・・住民福祉課 国保環境班

電話：20-1151

後期高齢者医療保険・・・健康推進課 高齢者支援班）

電話：20-1153

内 容

1カ月の医療費の患者負担額（一部負担金）が高額になった時、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。該当する人あてに通知があり、申請書が同封されます。一度申請・登録すると、該当した時に返還となります。

※自己負担限度額は、世帯の課税状況等により異なります。

手続方法

【国民健康保険の場合】

申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

【後期高齢者医療保険の場合】

下記のものを持参し、申請してください。

- ①後期高齢者医療広域連合から送付された書類
- ②対象者の名義の通帳
- ③対象者のマイナンバーが分かるもの

◆ 限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証について

（問い合わせ：国民健康保険：住民福祉課 国保環境班 電話：20-1151

後期高齢者医療保険：健康推進課 高齢者支援班）電話：20-1153

内 容

①住民税非課税世帯に属する方は、申請により該当する場合に『限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されます。入院した際、病院に提示することにより窓口負担の軽減と食事代の減額を受けられます。

②課税世帯の方が入院するとき、申請により該当する場合には『限度額適用認定証』が交付されます。入院した際、病院に提示することにより、窓口負担額が軽減されます。



手続方法

医療保険証をご持参のうえ、各医療保険担当窓口でご申請ください。

※認定証が交付された月から適用になりますので、入院することが決まったらすぐにお問い合わせください。

19. 所得の控除

◆ おむつ証明書による医療費控除

(問い合わせ：税務課 課税班)

電話：20-1118

内 容

所得税確定申告又は住民税申告の際に、おむつ代が医療費控除の対象になります。

対 象 者

傷病により6ヶ月以上寝たきりの方。医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方

※申告により控除を受けられるのは、患者本人または生計を一にする親族で、おむつ代を支払った方です。

手 続 方 法

医師より「おむつ使用証明書」に証明を受け、領収書と一緒に申告書に添付するか、申告の際に提示してください。(証明書の用紙は、役場税務課にあります。)

領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものがが必要です。

※控除額は、所得に応じて算定されます。詳しくは、税務課課税班にお問い合わせください。

◆ 介護費用に係る医療費控除

(問い合わせ：税務課 課税班)

電話：20-1118

内 容

所得税確定申告又は住民税申告の際に、介護施設の入所費用・在宅介護サービス費用等に係る自己負担分(医療費控除対象額に限る)から、高額介護サービス費などで還付された金額を除いた額が、医療費控除の対象となります。

控除対象額

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入居者については、入所費用に係る自己負担分の2分の1、及び介護老人保健施設、介護療養型医療施設の入所(入院)者については、入所費用(介護費用及び食費)に係る自己負担分

②ケアマネジャーが作成したケアプラン(介護サービス計画)に基づく医療系サービス(※)と併せて利用する在宅介護サービス費用に係る自己負担分

※医療系サービスとは、訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、通所リハビリ、介護予防通所リハビリ、短期入所療養介護です。

手 続 方 法

領収書を申告書に添付するか、申告の際に提示してください。

※控除額は、所得に応じて算定されます。詳しくは、税務課課税班にお問い合わせください。

※申告により控除を受けられるのは、サービス利用者本人または生計を一にする親族で、入所費用やサービス費用を支払った方です。

◆ 障害者控除対象者認定書の交付 (問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班)

電話：20-1153

内 容

介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、要件が満たされれば、障害者手帳を持っていなくても、障害者控除を受けることができます。

対 象 者

- ①身体障害者手帳（1～6級）の交付を受けている方と同等の障害程度にある方
- ②療育手帳の交付を受けている方と同等の障害程度（認知症の状態にある高齢者を含む）にある方
- ③6ヶ月以上寝たきりの方

手 続 方 法

本人または家族の方からの申請が必要です。

対象者の要件を満たす方に「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税確定申告又は住民税申告の際に申告書に添付するか、提示してください。

※認定まで1週間程度を要しますので、余裕をもって申請してください。

※認定書の添付または提示がない場合は、障害者控除を受けることができません。

20. 生活に困窮してしまったとき

◆ 三戸町たすけあい資金貸付事業 (問い合わせ：三戸町社会福祉協議会)

電話：22-0262

内 容

生活費等が一時的に困窮し、他から貸付を受けることができない低所得世帯に対して、資金の貸付けをする制度です。返済等は、無利子で、最大1年以内で、分割が可能です。申込み時に、地区民生委員の同意と連帯保証人が必要になります。

貸付金額等 上限額5万円



内 容

資金の貸付とそれに伴う必要な相談援助を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を促進するとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、その世帯が安定した生活を継続して営めるように支援する貸付制度です。

対 象 者

資金の貸付に併せて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯です。収入の目安として世帯の年間所得が、一定基準以下、概ね市町村住民税非課税となります。

貸付内容

①総合支援資金

失業者等に対して、生活再建に向けた継続的な相談支援と生活費等を貸付け、自立生活を促進するための貸付資金です。

②福祉資金

低所得世帯に対して、資金貸付と必要な相談・支援を行うことにより、経済的な自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的にした貸付資金です。

③教育支援資金

低所得世帯に対して、学校教育法に規定する高校、短大、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費を対象とした貸付資金です。

④不動産担保

低所得の高齢者世帯が、一定の居住用不動産を担保として生活資金を借受し、住み慣れた家での生活を送ることを目的にした貸付資金です。

※詳細については、三戸町社会福祉協議会担当者へご相談ください。

内 容

生活に困窮していて、緊急的且つ一時的に食料等を必要としている方に無償で食料や生活用品等の提供を行うものです。

申 込 み

希望される方は、三戸町社会福祉協議会へ連絡してください。

内	容
---	---

経済的援助や食糧等の提供、就労・社会参加活動の提供等により、あなたの「困った」課題に対し、具体的に解決を図っていきます。

①総合相談（トータルサポート）

制度の狭間の生活困窮などのさまざまな課題を抱える者に対し、各関係機関や住民と連携し、既存の制度や期間に適切につないだり、自立を支援するための総合的な相談支援を行います。

②経済的援助（ライフサポート）

既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、概ね5万円を限度とした経済的援助を現物給付で行います。

③食糧等の援助（フードサポート）

既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮者に対し、食糧等の提供を行うために、必要な食糧等を備蓄し、必要に応じて提供を行います。

④就労体験・社会参加活動の提供（ワークサポート）

就労に不安がある者や就労や社会参加活動を希望する者に対し、社会福祉法人の機能を活用し、就労の場や社会参加活動の機会を提供します。

⑤その他

既存の制度やサービスでは対応できない新たな課題に対し、社会福祉法人が有する資源を活用し、社会参加や生きがい支援、居場所づくり、中間的就労や就労支援、子どもの学習支援や育児支援など、その他必要な活動を行います。

21. お金の管理や必要な手続きができなくなったとき

◆ 日常生活自立支援事業

(問い合わせ：三戸町社会福祉協議会)

電話：22-0262

内 容

認知症や障害等によって判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助や、書類等の預かりなど、次のサービスを契約に基づいて行います。

- ① 福祉サービスの相談と助言、情報提供、利用手続き
- ② 日常的な金銭管理サービス
 - ・福祉サービス利用料、公共料金、税金、医療費、生活費の支払い手続き、預貯金の管理、各種年金、福祉手当等の受領に必要な手続き
- ③ 書類等の預かりサービス
 - ・預貯金通帳、証書など大切な書類を保管

利 用 料

福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス

1回（おおむね1時間程度）：1,500円（生活保護受給世帯は無料）

金融機関の貸金庫を利用した書類の預かりサービスを利用するとプラス

月：500円

利用方法

- 最寄りの社会福祉協議会に連絡



- 専門員が家庭に訪問



- お困りのことを一緒に考え、支援計画を作成する



- 利用契約を締結

利用者と八戸市社会福祉協議会及び青森県社会福祉協議会が利用契約を結びます。



- サービス利用開始

支援計画にそって、生活支援員がサービスを提供します。



◆ 成年後見制度

(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班 電話：20-1153)

住民福祉課 福祉推進班 電話：20-1151

家庭裁判所八戸支部 電話：0178-22-3104)

内 容

認知症等によって物事を判断することが十分でなくなった方の生活や財産を守るための制度です。判断能力の程度や本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が本人に変わって保護・支援をする人を選任します。

※必要な手続きや費用等、詳細についてはご相談ください。

◆ 八戸圏域成年後見センター（八戸圏域連携中枢都市圏事業）

(問い合わせ：八戸圏域成年後見センター（八戸市社会福祉協議会内）

電話：0178-24-1324

内 容

財産管理や契約行為に支援が必要な方が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等の権利擁護に関する制度を利用するお手伝いをします。

対 象 者

八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町（八戸圏域連携中枢都市圏構成8市町村）にお住まいの方。

支援が必要な方のほか、そのご家族や関係機関からのご相談にも対応いたします。

問い合わせ可能時間

9時～17時（月～金曜日） ※土日祝日、年末年始は休業

22. 困り事を相談したい

◆ 青森県生活困窮者自立相談支援事業 (問い合わせ：三戸地域自立相談窓口)

電話：0178-51-8755

内 容

三戸地域自立相談窓口とは、青森県から委託を受け、青森県生活困窮者自立相談支援事業を行う事業所です。

色々な問題を抱え、生活困窮に至った方に対し、専門の相談員と一緒に解決プランを考え、生活全体に対して継続的に支援を行っていく体制を整え、自立の促進を図っていきます。来所することが難しい方のところには、お伺いいたします。

個人情報、関係者以外に漏れることはありませんので、ご安心ください。

場 所

三戸町総合福祉センター 「ふくじゅそう」



対 象

経済的な問題、家族の問題、健康の問題など、色々な問題を抱えている方が対象となります。例えば、失業した方、多重債務を抱えた方、ニート、引きこもり、障害の疑いがある方などです。



定期相談日

毎月第4木曜日（祝日にあたる場合は、変更あり）
午後1時～午後4時

費 用

無料



◆ 心配ごと相談

(問い合わせ：三戸町社会福祉協議会)

電話：22-0262

内 容

日常の心配ごと、困っていること、何でも相談に応じます。

相談に来られた方の個人名や内容については、守秘義務となっており、他言は絶対にございませので、安心して相談においでください。

場 所

三戸町総合福祉センター 「ふくじゅそう」 3階小会議室3

定期相談日

毎月 最終水曜日

※定期相談日以外でも利用者の都合に合わせて、予約相談も行います。

予約は匿名で受付いたします。定期相談日の開催日については、三戸町社会福祉協議会まで問い合わせください。

◆ 人権相談

(問い合わせ：住民福祉課 戸籍班)

電話：20-1151

内 容

皆さんの毎日の生活の中で、「これは「人権問題」ではないだろうか？」と感じたり、
と思い悩むことがあったりするかと思います。そのような場合には、気軽に法務局（
人権擁護課）または人権擁護委員にご相談ください。相談の内容についての秘密は厳
守します。

場 所

三戸町総合福祉センター 「ふくじゅそう」3階小会議室3

定期相談日

偶数月の第3金曜日（6月・12月は第1金曜日） 13時30分～15時

費 用

相談は無料で、難しい手続きは何もありません。



23. 認知症かなと思ったとき

◆ 認知症専門相談

(問い合わせ：健康推進課 高齢者支援班)

電話：20-1153

内 容

もしかして認知症？と思ったときは、抱え込まず、ご相談ください。相談経験が豊富な認知症地域支援推進員や保健師などが相談に応じます。

場 所

三戸町保健センター 集団指導室

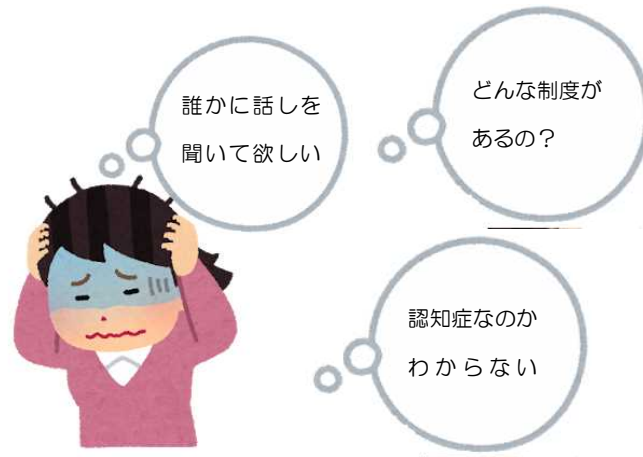


定期相談日

毎月第4月曜日 午前9時～12時

(祝日の場合は、日程が変更となります。)

※電話相談・面談相談・訪問相談に応じます。日時や時間帯もご相談ください。



◆ はちのへ認知症疾患医療センター

専用電話：0178-27-5977

内 容

認知症疾患医療センターとは、認知症を抱えた患者様やその家族が住み慣れた地域で安心して生活するための支援の一つとして都道府県や政令都市が指定する認知症専門医療機関です。認知症の診断及び専門の治療、介護や福祉サービスについての相談を受け付けています。(予約制)

場 所

青南病院内 (八戸市田面木字赤坂16-3)

相談受付時間

8:00～16:00 (月～金)

診 療 時 間

9:30～12:30 (月～土)

24. 高齢者や障害者の方が転出するとき

◆ 転出するとき

転出するときは転出届の他に以下の手続きをしてください。

	三戸町	新住所地での手続き
国民健康保険	保険証をお返してください。	加入手続きをしてください。
介護保険	保険証をお返してください。要介護・要支援認定を受けている方、申請中の方は、健康推進課 ☎ 20-1153 へお問い合わせください。認定を受けている方は、受給資格証明書が発行されることがあります。	要介護・要支援認定を受けている方で、受給資格証明書を受け取った方は提出をし、改めて要介護認定申請をしてください。新住所に住み始めてから14日を過ぎますと要介護・要支援認定は引き継ぎません。
後期高齢者医療	保険証をお返してください。県外へ転出の場合は、健康推進課で負担区分等証明書の交付を受けてください。(75歳未満の被保険者の方は障害認定証明書の交付も受けてください)。健康推進課 ☎ 20-1153 へお問い合わせください。	負担区分等証明書を持参のうえ、手続きをしてください(75歳未満の被保険者の方は障害認定証明書を添えて手続きしてください)。
国民年金	三戸町での手続きはありません。	住民基本台帳番号を年金事務所に登録していない受給者は新住所地の年金事務所に「住所・支払期間変更届」の提出が必要です。登録しているかどうか不明の場合は年金事務所にお問い合わせください。
障がい者関係	必要書類はそれぞれ異なりますので、住民福祉課 ☎ 20-1151 へお問い合わせください。	障害者手帳をお持ちの方は、手帳をお持ちになり、住所変更等の手続きをしてください。障害福祉サービスを利用する場合は、担当課にお問い合わせください。

※要介護認定を受けている方、転出先でサービスを利用したい方などは、スムーズに手続きを進めるために事前にご相談ください。

※要介護・要支援認定を受けている方は、保険証の他に負担割合証が交付されます。負担割合証をお持ちの方が転出された場合、保険証と併せてお返してください。負担限度額認定証をお持ちの方も併せてお返してください。

Ⅲ. 障害福祉サービス

1. 障害者手帳の交付

◆ 障害者手帳

(問い合わせ：住民福祉課 福祉推進班)

電話：20-1151

内 容

心身に障害のある方が、申請をすると下記の種類の手帳が交付され、様々な障害福祉サービスを利用することができます。

手帳の種類

- ① 身体障害者手帳（身体）② 療育（愛護）手帳（知的）③ 精神保健福祉手帳（精神）

◆ 身体障害者（肢体不自由）巡回診査及び更生相談事業

(問い合わせ：住民福祉課 福祉推進班)

電話：20-1151

内 容

身体障害者に対し、巡回して医学的判定を行い、併せてその更生に必要な総合的相談に応じる巡回診査及び更生相談です。

対 象 者

- ・身体障害者手帳の交付を受けるための診査が必要な人
- ・町、青森県障害者相談センターから身体障害者手帳の再認定が必要とされた人
- ・身体障害者手帳の障害程度および等級に変化があり、変更を必要とする人
- ・補装具の処方が必要とする人（電動車椅子等複雑なものは対象外）
- ・生活、医療、施設入所などの相談を希望する人

持 ち 物

- ①身体障害者手帳（お持ちの方のみ）
- ②健康保険証等
- ③印鑑
- ④レントゲン写真や紹介状など（身体障害者手帳の交付を希望される人）

料 金

無料

※実施月は、毎年広報でお知らせしております。診査を希望される人は、事前に住民福祉課へご連絡ください。

2. 障害者総合支援サービス

◆ 障害者総合支援サービス

(問い合わせ：住民福祉課 福祉推進班)

電話：20-1151

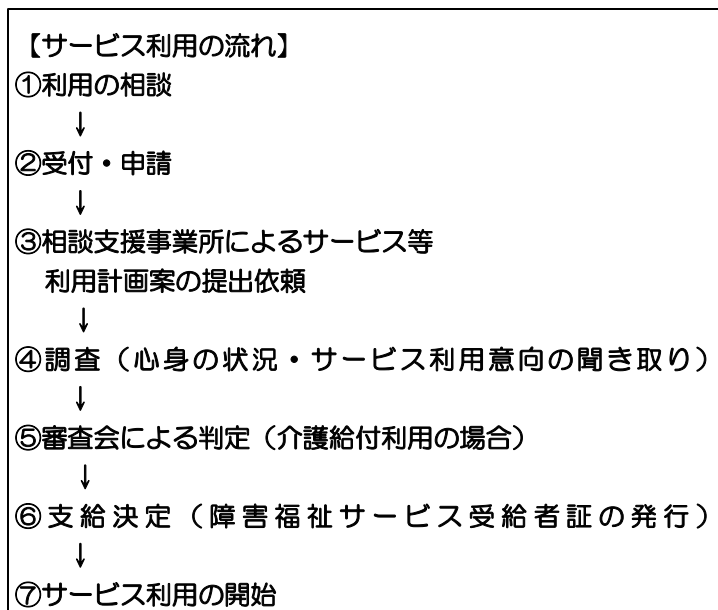
内 容

障害支援区分認定（認定調査と必要に応じて、主治医意見書、認定審査会）を受け、障害者総合支援サービスを利用できます。利用者負担があり、所得に応じた負担上限額が決められています。障害者総合支援法による総合的なサービスは、自立支援給付（介護給付・訓練等給付）と地域生活支援事業で構成されています。介護認定が受けられる方は、介護サービスが優先となります。

給付の種類

【介護給付】障害に起因する日常生活上、継続的に必要な介護支援を行います。
居宅介護・重度訪問介護・同行援護等があります。

【訓練等給付】障害者が地域で生活を行うために一定の期間提供される訓練的支援です。自立訓練・就労継続支援等があります。



3. 障害児・者サービス事業所

三戸町社会 福祉協議会	居宅介護、 計画相談支援	〒039-0132 在府小路町17 三戸町総合福祉 センターふくじゅそう内	電 話：23-4147 FAX：23-4146
NPO法人 どんぐりの家	放課後等デイサービス 「どりい〜む」 就労継続支援（B型） 「すてっぷ」 計画相談支援	〒039-0134 同心町字熊ノ林11-90	電 話：23-5970 FAX：23-0337
あるふぁNEXT	生活介護・自立訓練 （生活訓練） 通所センター「ほっぷ」 就労継続支援（B型）	〒039-0113 目時字畑福33 目時小学校跡地 〒039-0141 川守田字沖中57-3	電 話：22-2055 FAX：20-0250 電 話：37-4309 （FAX同）
ヘルパー事業所 まったり	居宅介護	〒039-0131 二日町13-6 グリーンハイツ1号	電 話：23-8980 FAX：23-8981
サポートセンター あさひ	就労継続支援（B型） 放課後等デイサービス	〒039-0502 南部町下名久井字前田17-1	市外局番（0178） 電 話：76-1211 FAX：76-1212
ニチイケアセンター なんぷ	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護	〒039-0105 南部町沖田面字土城後28-1 テナントメグ1階3号室	電 話：20-6180 FAX：34-2265
清岳園	生活介護・短期入所・施 設入所支援	〒039-0502 南部町下名久井字高森57-7	市外局番（0178） 電 話：76-2467 FAX：76-3227
清岳園そら	生活介護	〒039-0502 南部町下名久井字高森57-16	市外局番（0178） 電 話：76-1811 FAX：76-3010
清岳園いっぽ	放課後等デイサービス	〒039-0502 南部町下名久井字高森57-11	市外局番（0178） 電 話：76-3341 FAX：76-3341

森の菜園	就労継続支援（B型）	〒039-0502 南部町下名久井字剣吉前川原14-1	市外局番（0178） 電話：60-5533 FAX：60-5533
森の菜園たっこ	就労継続支援（B型）	〒039-0201 田子町田子字塚ノ上ミ70-8	電話：23-0335 FAX：23-0336
NPO法人 陽だまりの家	自立訓練（生活訓練）・ 生活介護「わかば」、放 課後等デイサービス「に こチャオ」、就労継続支 援（B型）「たんぽぽ」	〒039-0201 田子町田子字長坂35	電話：23-0250
田子町社協 障害者居宅介護事業所	居宅介護、重度訪問介護	〒039-0201 田子町田子字前田2-1せせらぎ の郷2階	電話：32-4045 FAX：32-4085

4. 日常生活用具の給付・補装具の支給

◆ 日常生活用具の給付

（問い合わせ：住民福祉課 福祉推進班）

電話：20-1151

用具の種類

スローマ用具、特殊寝台、便器、入浴補助用具、歩行支援用具、ネブライザー等

費用

所得に応じ、負担の上限額が決められています。

◆ 補装具の給付（購入・修理）

（問い合わせ：住民福祉課 福祉推進班）

電話：20-1151

補装具の種類

義肢、装具、補聴器、車いす、盲人安全つえ等

費用

所得に応じ、負担の上限額が決められています。

5. 障害者手帳による割引

◆ 有料道路等通行料金の割引

(問い合わせ：住民福祉課 福祉推進班)

電話：20-1151

内 容

有料道路を利用する場合、料金が割引になります。



対 象 者

身体障害者又は、療育（愛護）手帳をお持ちの方で、

- ① 障害者自らが運転する場合
- ② 障害者ご本人以外の方が運転し、障害者ご本人が同乗する場合
(障害者ご本人が、重度の障害をお持ちの方のみ)

対 象 車 両

障害者ご本人、配偶者、直系血族もしくはその配偶者、兄弟姉妹もしくはその配偶者または同居の親族等が所有する自家用自動車1台。

申 請 手 続

障害者手帳、使用する自動車の車検証、運転する方の免許証をお持ちのうえ、住民福祉課の窓口でご申請ください。(障害者手帳に割引シールを貼ります)

ETCカードを利用する場合は、障害者ご本人名義のETCカード、ETC車載器の管理番号を証明する書類をお持ちになってください。

利 用 方 法

料金所で、割引シールの貼られた障害者手帳を提示してください。

ETCカードを登録された場合は、ETC専用レーンを通過してください。

① JR旅客運賃 ※対象者は、身体障害者手帳又は愛護手帳の所持者とその介護者

割引率			
利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取り扱い区間
第1種身体又は知的（愛護手帳A）障害者が介護者とともに利用	普通乗車券、回数券、定期券（小児を除く）、急行券（特急券を除く）	5割 介護者も同率	全線
12歳未満の第2種身体又は知的（愛護手帳B）障害児の介護者	定期券（介護者のみ）		
第1種若しくは第2種身体又は知的障害者が1人で利用	普通乗車券	5割	同上（ただし、鉄道は片道100kmを越える区間に限る）。

② バス料金

割引率

各バス会社により異なります。詳細は各バス会社へお問い合わせください。

利用方法

乗車する際、手帳を提示してください。



③ タクシー料金

割引率

1割（10円未満を切り上げた額）

利用方法

乗車する際、タクシー乗務員に手帳をご提示ください。

免除の区分

全額免除	「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が町民税非課税の場合
半額免除	① 視覚・聴覚障害者が世帯主の場合 ② 重度の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主の場合

申請手続

役場に手帳と印鑑を持参し、「放送受信料免除（全額免除か半額免除）申請書」に証明を受け、NHKに提出（郵送）してください。

◆ その他 障害者手帳による割引サービス

- ①青森県立の施設を利用する際、入館料、観覧料、使用料等の割引がありますので各施設に問い合わせの上、ご利用下さい。

対象施設

県営浅虫水族館、県立郷土館、県立美術館、青森県立三沢航空科学館、青森県立総合運動公園、青森県立武道館 ほか

利用方法

利用する際、手帳を提示してください。

- ②ふれあい案内（無料番号案内）

電話帳の利用が困難な視覚・上肢など不自由な方、知的障害及び精神障害のある方を対象に、番号案内料を無料で「ふれあい案内」を提供しています。あらかじめ利用登録をしてからの利用になります。

問い合わせ

NTT窓口

6. 障害者等の活動の場

◆ 地域活動支援センター 憩いの森あすもこっ

(問い合わせ：三戸町社会福祉協議会 電話：22-0262)

住民福祉課 福祉推進班 電話：20-1151)

内 容

障害者等の日中の活動をサポートし、生きがいを持って働けるように、生活指導及び作業訓練を行います。

また、研修会や所外販売等を通し、自立と責任、思いやりと協力の大切さを学びあい、社会復帰、社会参加を目指し活動していきます。

①作業日・・・毎週月曜日～金曜日

②時 間・・・午前9時30分～午後3時30分

◆ 三戸町身体障害者福祉会

(問い合わせ：三戸町社会福祉協議会)

電話：22-0262

内 容

身体障害者の社会参加を推進し、福祉の増進を図るため、中学生との交流会や身体障害者スポーツ大会への参加等を行います。

費 用

お弁当代等の負担がある場合がありますので、参加申込み時に確認をしてください。

7. 精神障害者家族会

◆ 三戸町精神障害者家族会 さんのへ家族会

(問い合わせ：健康推進課 健康づくり班 電話：20-1152)

内 容

精神に障害を抱える方の家族は、いろいろな悩みや苦しみを抱えています。家族会では、精神障害者の家族が集まって運営し、同じ悩みをもつ家族同士で、研修会参加、相談や交流などを行っています。

活 動

- ・病気や福祉制度等について、研修会への参加
- ・悩みや心配なことを話し合うなどの交流

8. 障害者手帳による税の控除・自動車税等の減免

◆ 障害者控除

(問い合わせ：税務課 課税班)

電話：20-1118

内 容

確定申告の際に障害者控除を受けることができます。
(その際、障害者手帳等の提示が必要となります。)



対 象 者

身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた方ご本人。税上の同一生計配偶者または控除対象扶養親族（年少扶養も含む）とした方。

※控除額等については担当課にお問い合わせください。

◆ 自動車税・自動車取得税の減免

(問い合わせ：三八地域県民局県税部 電話：0178-27-5111 (代表))

住民福祉課 福祉推進班 電話：20-1151)

対 象 者

重度障害者（身体・知的・精神）、またはその方と生計を同一にする方若しくは、常時介護者が所有する車をそれらの方が使用する場合に対象となります。

※手帳所持者と生計を同一にする方が申請する場合は生計同一証明書が必要です。住民福祉課で発行しますので、申請手続きと同様の書類等を持参し手続きしてください。

申 請 手 続

障害者手帳、運転免許証、自動車車検証、生計同一証明書（生計を同一にする方が申請する場合、住民福祉課・福祉推進班で発行）を持参し、県税事務所で申請してください。

※等級により該当しない場合がありますので、申請の際には担当課にお問い合わせください。県税事務所での申請手続きは、税納付期限の1週間前までにお済ませください。

◆ 軽自動車税の減免

(問い合わせ：税務課 課税班)

電話：20-1118

対 象 者

身体障害者、精神障害者、知的障害者が所有する軽自動車、またはその方と生計を同一にする方若しくは、常時介護者が所有する軽自動車をそれらの方が使用する場合に対象になります。

※等級により該当しない場合がありますので、申請の際には担当課にお問い合わせください。

申 請 手 続

障害者手帳等、運転免許証、自動車車検証、軽自動車税納税通知書、マイナンバーカード等の準備が必要です。

※申請手続きは、納税通知書到着後から税納付期限の7日前までにお済ませください。

9. 障害者の医療費軽減

◆ 重度心身障害者（児）医療費の助成（問い合わせ：住民福祉課 福祉推進班）

電話：20-1151

内 容

医療費の自己負担分を助成します。（保険を使った医療費、薬代の自己負担額が助成の対象です。）

※本人及び配偶者、扶養義務者の所得の審査があります。

対 象 者

手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満の方に限ります

①身体障害者手帳1～2級

又は、3級（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能の障害を有する者）

②愛護手帳A

③精神障害者保健福祉手帳1級



◆ 自立支援医療（更生・精神・育成）（問い合わせ：住民福祉課 福祉推進班）

電話：20-1151

内 容

心身の障害等を軽減するための医療について、指定医療機関で受ける場合、医療費の自己負担分を軽減する公費負担医療制度です。

①更生医療

18歳以上の身体障害者の障害を軽減して、日常生活能力、職業能力を回復改善することを目的として行われる医療です。所得に応じた負担額が設定されます。医療の内容は、関節形成術、角膜移植術、人工透析、ペースメーカー埋込術等です。

※所得に応じ、月額の上限額が設定されます。

②精神通院医療

精神疾患で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に通院のための医療費の自己負担を軽減する制度です。

※所得に応じ、月額の上限額が設定されます。

③育成医療

身体に障害がある児童（18歳未満）で、放置すれば将来障害を残すおそれが大きい疾病を有する児童が、医療機関で入院治療や手術によって確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の一部を負担する制度です。対象となる障害としては、口蓋裂、脊柱側彎症等があります。

※所得に応じ、月額の上限額が設定されます。

10. 障害者手当等

◆ 特別障害者手当

(問い合わせ：住民福祉課 福祉推進班)

電話：20-1151

内 容

20歳以上で精神または身体に障害があり、日常生活において常時介護を要する状態にある在宅の障害者に対し、支給されます。ただし、対象者が施設に入所、病院に入院している場合は、対象になりません。(所得制限あり)

手 当 額

月額27,300円(支給月：2月・5月・8月・11月)

◆ 障害児福祉手当

(問い合わせ：住民福祉課 福祉推進班)

電話：20-1151

内 容

20歳未満で精神または身体に障害があり、日常生活において常時介護を要する状態にある在宅の障害児に対し、支給されます。ただし、対象児童が施設に入所している場合は、支給されません。(所得制限あり)

手 当 額

月額14,850円(支給月：2月・5月・8月・11月)

◆ 特別児童扶養手当

(問い合わせ：住民福祉課 福祉推進班)

電話：20-1151

内 容

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で療育する父母等、養育者に対し、支給されます。(所得制限あり)

ただし、児童が施設に入所している場合は支給されません。

手 当 額

1級 月額52,400円(支給月：4月・8月・11月)

2級 月額34,900円(支給月： //)

三戸中央病院【公式】

Twitter

Instagram

「休診のお知らせ」「受付時間の変更」「職員の採用情報」「各種活動の様子」などをリアルタイムに発信します！